

平成 15 年 4 月 1 日

## 金沢大学（角間 ）附属図書館等棟施設整備事業 入札説明書等の変更について

平成 15 年 2 月 28 日に公表した入札説明書等について、以下のとおり変更します。

### 【入札説明書】

（下線部が変更箇所）

頁	箇所	変更前	変更後
27	3行目	<p>（ア）設計及び建設に係る対価 設計及び建設に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）について、大学は、<u>供用開始から事業期間中に</u>、選定事業者に対し、<u>事業契約を定める額</u>を年2回の割賦方式により <u>26回</u>に分けて均等に支払う。設計及び建設に係る対価には、各種調査費、設計費、工事監理費、許認可取得費用、建中金利等の建設工事に係る費用一切を含む。</p>	<p>（ア）設計及び建設に係る対価 設計及び建設に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）について、大学は、<u>本施設の引渡しから事業期間中に</u>、選定事業者に対し、<u>事業契約に定める額</u>を年2回の割賦方式により <u>28回</u>に分けて均等に支払う。<u>このうち、初回は、第1回と第2回の合計額を支払うこととする。</u>設計及び建設に係る対価には、各種調査費、設計費、工事監理費、許認可取得費用、建中金利等の建設工事に係る費用一切を含む。</p>

【入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払い方法】

(下線部が変更箇所)

頁	箇所	変更前	変更後
3	14 行目	なお、維持管理費相当については、後記「(3) サービス対価の改定方法」に示した改定及び別に定める規定による減額が行われない限り、原則として毎支払時に同額が支払われるものとする。	なお、維持管理費相当については、後記「(3) サービス対価の改定方法」に示した改定及び別に定める規定による減額が行われない限り、 <u>初回を除き</u> 、原則として毎支払時に同額が支払われるものとする。
4	6 行目	施設整備費相当の支払方法 大学は、2(1)で算出された施設整備費相当について、本施設の <u>供用開始</u> から事業期間中に、年2回の割賦方式により <u>全26回</u> に分けて均等に支払う。 大学は、選定事業者からの請求手続きを経て、平成17年10月を第1回とし、以降、平成30年4月まで毎年4月、10月に均等にて支払うこととする。	施設整備費相当の支払方法 大学は、2(1)で算出された施設整備費相当について、本施設の <u>引渡し</u> から事業期間中に、年2回の割賦方式により <u>全28回</u> に分けて均等に支払う。 大学は、選定事業者からの請求手続きを経て、平成17年4月に第1回と第2回の合計額を支払い、平成17年10月を第3回として、以降、平成30年4月まで毎年4月、10月に均等にて支払うこととする。
4	15 行目	・選定事業者は、平成17年10月を第1回とし、毎年4月1日及び10月1日から <u>30日以内</u> に大学に対して施設整備費相当のサービス対価の請求書を提出する。	・選定事業者は、平成17年4月1日から <u>10日以内</u> に大学に対して第1回、第2回の施設整備費相当のサービス対価の合計額の請求書を提出する。 ・選定事業者は、平成17年10月を第3回とし、毎年4月1日及び10月1日から <u>10日以内</u> に大学に対して施設整備費相当のサービス対価の請求書を提出する。
4	19 行目	維持管理費相当の支払方法 大学は、2(1)で算出された維持管理費相当について、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、平成17年10月を第1回として、平成30年4月までの間に年2回、 <u>全26回</u> に分けて、選定事業者から請求を受けて支払うものとする。	維持管理費相当の支払方法 大学は、2(1)で算出された維持管理費相当について、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、平成17年4月を第1回として、平成30年4月までの間に年2回、 <u>全27回</u> に分けて、選定事業者から請求を受けて支払うものとする。
4	下から3 行目	・選定事業者は、モニタリングの結果を確認のうえ、平成17年10月から毎年4、10月に大学に対して請求書を送付する。	・選定事業者は、モニタリングの結果を確認のうえ、平成17年4月から毎年4、10月に大学に対して請求書を送付する。
5	1 行目	【維持管理費相当の支払対象期間】 (表 省略)	【維持管理費相当の支払対象期間】 (別表のとおり)
5	下から10 行目	施設整備費相当に係る消費税等の支払方法 大学は、施設整備費相当から割賦金利相当額を控除した金額の100分の5に相当する金額(消費税等相当額)を、平成17年10月を第1回として平成30年4月までの間	施設整備費相当に係る消費税等の支払方法 大学は、施設整備費相当から割賦金利相当額を控除した金額の100分の5に相当する金額(消費税等相当額)を、平成17年4月を第1回として平成30年4月までの間

頁	箇所	変更前	変更後
		に年2回、 <u>全26回</u> に分けて均等に支払う。支払いの手順は2.(2) に準ずることとする。	に年2回、 <u>全28回</u> に分けて均等に支払う。 <u>このうち、初回は、第1回と第2回の合計額を支払うこととする。</u> 支払いの手順は2.(2) に準ずることとする。
5	下から5行目	維持管理費相当に係る消費税等の支払方法 大学は、 <u>平成17年10月</u> を第1回として、平成30年4月までの間に年2回、上記2(2) に示された維持管理費相当とあわせて、当該維持管理費相当額の100分の5に相当する金額(消費税等相当額)を支払う。支払いの手順は2.(2) に準ずることとする。	維持管理費相当に係る消費税等の支払方法 大学は、 <u>平成17年4月</u> を第1回として、平成30年4月までの間に年2回、上記2(2) に示された維持管理費相当とあわせて、当該維持管理費相当額の100分の5に相当する金額(消費税等相当額)を支払う。支払いの手順は2.(2) に準ずることとする。
6	15行目	<u>平成17年度の維持管理費相当</u> 平成15年8月(平成15年9月25日頃公表の見込み)の以下に示す指標と平成16年8月の以下の指標とを比較し、3.0%以上の変動がある場合、 <u>平成17年度分(供用開始～平成18年3月まで)</u> の維持管理費相当につき、以下のとおり改定する。	<u>平成16・17年度の維持管理費相当</u> 平成15年8月(平成15年9月25日頃公表の見込み)の以下に示す指標と平成16年8月の以下の指標とを比較し、3.0%以上の変動がある場合、 <u>平成16年度及び平成17年度分(供用開始～平成18年3月まで)</u> の維持管理費相当につき、以下のとおり改定する。

(別表)

【維持管理費相当の支払対象期間】

支払回	支払の対象となる期間	請求(支払い)予定
第1回	<u>平成17年3月</u>	<u>平成17年4月</u>
第2回以降	<u>毎年4月～9月</u>	<u>毎年10月</u>
	<u>毎年10月～翌年3月</u>	<u>翌年4月</u>

【事業契約書（案）】

（下線部が変更箇所）

頁	箇所	変更前	変更後
4	第1条 第15号 第2文	ただし、初年度は、 <u>平成17年3月31日</u> 又は大学と事業者が合意により変更した日から、 <u>平成18年3月31日</u> までの期間をいう。	ただし、初年度は、 <u>平成17年3月1日</u> 又は大学と事業者が合意により変更した日から、 <u>平成17年3月31日</u> までの期間をいう。
8	第12条 第4項	…実施設計図書のうち <u>工事費内訳明細書</u> 及び建設工事日程表は、…	…実施設計図書のうち <u>工事内訳書</u> 及び建設工事日程表は、…
15	第39条 第2項	…、本件施設の施設整備費相当額（割賦金利を除く。）につき年8.25%の割合（1年を <u>365日とする日割計算とし両端日を含む。</u> ）による <u>遅延損害金を支払うものとし、…</u>	…、本件施設の施設整備費相当額（割賦金利を除く。）につき「 <u>文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年1月6日 文部科学省 訓令第22号）</u> 」に定める率による <u>遅延損害金を支払うものとし、…</u>
17	第44条 第2項	…、当該事業年度が始まる30日前までに大学に提出し、その確認を受けなければならない。	…、当該事業年度が始まる30日前までに大学に提出し、その確認を受けなければならない。 <u>ただし、初年度分については、大学より事業者</u> に別途通知する。
18	第47条 第4項	…作成した半期報告書を、作成対象期間末日の翌月の10日までに、大学に提出するものとする。	…作成した半期報告書を、作成対象期間（ <u>4月～9月、10月～3月</u> ）末日の翌月の10日までに、大学に提出するものとする。
24	第72条 第2項	大学は、 <u>前項に</u> 従い引渡しを受けた図書等を…	大学は、 <u>本契約に</u> 従い引渡しを受けた図書等を…
26	第84条 第1項	…、延滞日数に応じ年8.25%の割合（1年を <u>365日とする日割計算とし両端日を含む。</u> ）で計算した額の遅延利息を、…	…、延滞日数に応じ「 <u>文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年1月6日 文部科学省 訓令第22号）</u> 」に定める率で計算した額の遅延利息を、…
26	第84条 第2項	…、遅延日数に応じ <u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）</u> に従い計算した額（1年を365日とする日割り計算とし両端日を含む。）を、事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。	…、遅延日数に応じ「 <u>文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年1月6日 文部科学省 訓令第22号）</u> 」に定める率で計算した額を、事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。
35	別紙4	6)工事内訳書等 7) <u>確認申請関係図書</u>	6)工事内訳書等 7) <u>建設工事日程表</u> 8) <u>確認申請関係図書</u>
41	別紙9 1.	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が同期間中の累計で、施設整備費相当額の1000分の10に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。 <u>ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。</u>	設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が同期間中の累計で、施設整備費相当額の1000分の10に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。 <u>ただし、不可抗力により保険金が支払われた場合、事業者の負担部分を超えた保険金相当額は、大学の負担部分から控除する。</u>
41	別紙9 2.	本件施設等の維持管理期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が一事業年度につき累計で、年間の維持管	本件施設等の維持管理期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設につき、追加費用額が一事業年度につき累計で、年間の維持管

頁	箇所	変更前	変更後
		理費相当額（ただし、第 60 条による物価変動に伴う改定を考慮し、かつ、第 61 条による減額を考慮しない金額とする。）の 1000 分の 10 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。 <u>ただし、大学又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。</u>	理費相当額（ただし、第 60 条による物価変動に伴う改定を考慮し、かつ、第 61 条による減額を考慮しない金額とする。）の 1000 分の 10 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担する。 <u>ただし、不可抗力により保険金が支払われた場合、事業者の負担部分を超えた保険金相当額は、大学の負担部分から控除する。</u>
45	別紙 12	1. サービス購入費の金額及び支払いスケジュールについて (省略)	1. サービス購入費の金額及び支払いスケジュールについて 注)のとおり。
46	別紙 12 2.	施設整備費相当分の支払方法 大学は、施設整備費相当分について、本施設の <u>供用開始</u> から事業期間中に、年 2 回の割賦方式により <u>全 26 回</u> に分けて均等に支払う。 大学は、選定事業者からの請求手続きを経て、平成 17 年 10 月を第 1 回とし、以降、平成 30 年 4 月まで毎年 4 月、10 月に均等に支払うこととする。	施設整備費相当分の支払方法 大学は、施設整備費相当分について、本施設の <u>引渡し</u> から事業期間中に、年 2 回の割賦方式により <u>全 28 回</u> に分けて均等に支払う。 大学は、選定事業者からの請求手続きを経て、平成 17 年 4 月に第 1 回と第 2 回の合計額を支払い、平成 17 年 10 月を第 3 回として、以降、平成 30 年 4 月まで毎年 4 月、10 月に均等に支払うこととする。
46	別紙 12 2 11 行目	・事業者は、平成 17 年 10 月を第 1 回とし、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日から <u>30 日以内</u> に大学に対して施設整備費相当分のサービス対価の請求書を提出する。	・ <u>選定事業者は、平成 17 年 4 月 1 日から 10 日以内に大学に対して第 1 回、第 2 回の施設整備費相当分のサービス対価の合計額の請求書を提出する。</u> ・選定事業者は、平成 17 年 10 月を第 3 回とし、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日から <u>10 日以内</u> に大学に対して施設整備費相当分のサービス対価の請求書を提出する。
46	別紙 12 2 15 行目	維持管理費相当の支払方法 大学は、維持管理費相当分について、事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、平成 17 年 10 月を第 1 回として、平成 30 年 4 月までの間に年 2 回、 <u>全 26 回</u> に分けて、選定事業者から請求を受けて支払うものとする。	維持管理費相当の支払方法 大学は、維持管理費相当分について、事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、平成 17 年 4 月を第 1 回として、平成 30 年 4 月までの間に年 2 回、 <u>全 27 回</u> に分けて、選定事業者から請求を受けて支払うものとする。
46	別紙 12 2 下から 4 行目	・選定事業者は、モニタリングの結果を確認のうえ、平成 17 年 10 月から毎年 4、10 月に大学に対して請求書を送付する。	・選定事業者は、モニタリングの結果を確認のうえ、平成 17 年 4 月から毎年 4、10 月に大学に対して請求書を送付する。
47	別紙 13	平成 17 年度の維持管理費相当	平成 16・17 年度の維持管理費相当

頁	箇所	変更前	変更後
	15 行目	平成 15 年 8 月（平成 15 年 9 月 25 日頃公表の見込み）の以下に示す指標と平成 16 年 8 月の以下の指標とを比較し、3.0% 以上の変動がある場合、平成 17 年度分（供用開始～平成 18 年 3 月まで）の維持管理費相当につき、以下のとおり改定する。	平成 15 年 8 月（平成 15 年 9 月 25 日頃公表の見込み）の以下に示す指標と平成 16 年 8 月の以下の指標とを比較し、3.0% 以上の変動がある場合、平成 16 年度及び平成 17 年度分（供用開始～平成 18 年 3 月まで）の維持管理費相当につき、以下のとおり改定する。

注）別紙 12（サービス購入費の金額及びスケジュール）の各表については、以下のとおり変更する。

#### 施設整備費相当の支払いスケジュール

支払時期(請求年月)	施設整備費相当			消費税及び地方消費税相当額
	割賦元本	割賦金利(非課税)	計	
平成 17 年 4 月(1)	円	円	円	円
平成 17 年 4 月(2)	円	円	円	円
平成 17 年 10 月	円	円	円	円
平成 18 年 4 月	円	円	円	円
平成 18 年 10 月	円	円	円	円
・	円	円	円	円
・	円	円	円	円
・	円	円	円	円
平成 29 年 10 月	円	円	円	円
平成 30 年 4 月	円	円	円	円

注） 、 は事業契約期間を通じて均等となる。

#### 維持管理費相当の支払いスケジュール

支払時期(請求年月)	支払い対象期間	維持管理費相当	消費税及び地方消費税
平成 17 年 4 月	平成17年3月	円	円
平成 17 年 10 月	平成17年4月～17年9月	円	円
平成 18 年 4 月	平成17年10月～18年3月	円	円
平成 18 年 10 月	平成18年4月～18年9月	円	円
・		円	円
・		円	円
・		円	円
平成 29 年 10 月	平成29年4月～29年9月	円	円
平成 30 年 4 月	平成29年10月～30年3月	円	円

## 【審査委員の交替について】

平成 15 年 4 月 1 日付人事異動に伴い、審査委員につき以下のとおり交替する。

旧委員	新委員
山本 啓（金沢大学 法学部 教授）	河村 和徳（金沢大学 法学部 助教授）
中山 文夫（金沢大学 経理部 部長）	入江 尊義（金沢大学 経理部 部長）

以上

【様式集】P.37

(様式5-10)長期収支計画

通し番号 /

① 損益計算書

単位:千円

項目		1年度	2年度	・・・	14年度	15年度	合計
		H15年度	H16年度	H17年度	・・・	H29年度	
売上	施設整備費相当			・・・			
	維持管理費相当			・・・			
	特別食堂に係る売上			・・・			
				・・・			
売上合計)				・・・			
施設整備原価	( )			・・・			
維持管理費	建物保守管理費			・・・			
	設備保守管理費			・・・			
	自動化書架保守管理費			・・・			
	清掃費			・・・			
	植栽・外構維持管理費			・・・			
	廃棄物処理費			・・・			
	( )			・・・			
	( )			・・・			
(小計)				・・・			
特別食堂に係る経費				・・・			
(経費合計)				・・・			
営業利益				・・・			
営業外利益	( )			・・・			
	( )			・・・			
	(小計)			・・・			
営業外費用	借入金利1( )			・・・			
	借入金利2( )			・・・			
	借入金利3( )			・・・			
	(小計)			・・・			
経常利益				・・・			
法人税等				・・・			
当期利益				・・・			

② 利益処分計算書

単位:千円

事業年度	1年度	2年度	・・・	14年度	15年度	合計
	H15年度	H16年度	H17年度	・・・	H29年度	
当期利益			・・・			
前期繰越利益			・・・			
当期末処分利益			・・・			
利益準備金繰入			・・・			
配当支払			・・・			
次期繰越利益			・・・			

- 1 千円単位、千円未満は四捨五入して記載してください。
- 2 適宜、欄を追加して使用してください。(項目については、会計処理上必要な場合は適宜修正してよいものとします。)
- 3 入札価格内訳書(様式5-3)、建設工事費積算内訳書(様式5-4)、維持管理の対価内訳書(様式5-5)、設計・建設に係る資金運用調達計画書(様式5-9)、特別食堂に係る収支計画(様式9-5)、及び本様式内の他書式との整合に留意してください。
- 4 特別食堂の運営については、大学からのサービス対価の支払対象にはならないので留意してください。  
また、経費の内訳については、特別食堂に係る収支計画(様式9-5)で詳細に記載してください。
- 5 消費税及び物価変動は含めないでください。ただし、会計処理上必要となる場合には消費税を含めて記入して下さい。
- 6 提案作成にあたっては、不動産取得税は含めないでください。
- 7 上記は3年度(H18年度)～13年度(H28年度)を省略していますが、各年度の数字を記入のうえ作成してください。
- 8 15年度(H30年度)への記入については、会計処理方法に応じて任意とします。
- 9 Microsoft ExcelにてA3横長で作成し、A4に折り込んでください。出来るだけ計算式がわかるようにしてください。

登録受付番号

【様式集】P.38

通し番号 /

③ 資金収支計算書

単位:千円

項目		1年度	2年度	・・・	14年度	15年度	合計
		H15年度	H16年度	H17年度	・・・	H29年度	
調達	資本金			・・・			
	当期利益			・・・			
	借入金1( )			・・・			
	借入金2( )			・・・			
	借入金3( )			・・・			
	( )			・・・			
(調達計)				・・・			
運用	設計監理費			・・・			
	建設投資			・・・			
	借入金返済			・・・			
	建中金利( )			・・・			
	建中金利( )			・・・			
	借入金1返済( )			・・・			
	借入金2返済( )			・・・			
	借入金3返済( )			・・・			
	( )			・・・			
	( )			・・・			
(運用計)				・・・			
単年度資金収支				・・・			
返済準備金繰入 / (繰戻)				・・・			
返済準備金繰入後資金収支				・・・			
利益準備金繰入 / (繰戻)				・・・			
配当				・・・			
配当後資金収支				・・・			
配当後累計資金収支				・・・			

残高 (年度末)	借入金残高			・・・			
	割賦元金残高			・・・			
	返済準備金残高			・・・			
	利益準備金残高			・・・			

- 1 千円単位、千円未満は四捨五入して記載してください。
- 2 適宜、欄を追加して使用してください。
- 3 入札価格内訳書(様式5-3)、建設工事費積算内訳書(様式5-4)、維持管理の対価内訳書(様式5-5)、設計・建設に係る資金運用・調達計画書(様式5-9)、特別食堂に係る収支計画(様式9-5)、及び本様式内の他書式との整合に留意してください。
- 4 物価変動は含めないでください。
- 5 提案作成にあたっては、不動産取得税は含めないでください。
- 6 上記は3年度(H18年度)～13年度(H28年度)を省略していますが、各年度の数字を記入のうえ作成してください。
- 7 15年度(H30年度)への記入については、会計処理方法に応じて任意とします。
- 8 Microsoft ExcelにてA3横長で作成し、A4に折り込んでください。出来るだけ計算式がわかるようにしてください。

登録受付番号

【様式集】P.39

通し番号 /

(4)大学の支出額等

単位:千円

項目		1年度	2年度	・・・	14年度	合計
		H15年度	H16年度	H17年度	・・・	
大学の支出額	施設整備費相当			・・・		
	うち割賦元本			・・・		
	うち割賦金利			・・・		
	施設整備費相当に係る消費税等相当額			・・・		
	(施設整備費関連小計) a			・・・		
	維持管理費相当			・・・		
	維持管理費相当に係る消費税等			・・・		
(大学の支出額合計) A				・・・		
国の収入額	法人税			・・・		
	消費税			・・・		
	(国の収入額合計) B			・・・		
国側の純支出額 C = A - B				・・・		

- 千円単位、千円未満は四捨五入して記載してください。
- 入札価格内訳書(様式5-3)、建設工事費積算内訳書(様式5-4)、維持管理の対価内訳書(様式5-5)、設計・建設に係る資金運用・調達計画書(様式5-9)及び本様式内の他書式との整合に留意してください。
- 各年度の「大学の支出額合計A」は、当該年度の10月及び翌年度の4月に大学が支払うことを予定している金額の合計とください。ただし、16年度の支払は翌年度4月(H17/4)の1回のみとなります。  
また、各年度の「施設整備費関連小計」aは完全に平準化し、同額とします。16年度の支払いは翌年度4月の1回のみですが、通常年度の10月及び4月の2回分の支払合計額と同額とください。なお、16年度分の割賦金利の計算期間は1ヵ月となることに留意して下さい。  
維持管理費相当及び維持管理費相当に係る消費税等については、17年度から29年度までは毎年度同額となりますが、16年度のみは通常年度の1/12(H17/3の1ヵ月分)の額とします。
- 施設整備費相当に係る消費税等相当額については、「割賦元本」合計額の5%を各年度に均等分割にて支出するものとし、「維持管理費相当に係る消費税等」については、各年度の「維持管理費相当」に対する5%を支出するものとします。また、そのうちの4%部分を「国の収入額」における「消費税」とします。
- 国の収入額における「法人税」(1)損益計算書の「法人税等」のうち国税分については実効税率27.37%として算出してください。
- 提案作成にあたっては、不動産取得税は含めないでください。
- 上記は3年度(H18年度)~13年度(H28年度)を省略していますが、各年度の数字を記入のうえ作成してください。
- Microsoft ExcelにてA3横長で作成し、A4に折り込んでください。出来るだけ計算式がわかるようにしてください。

登録受付番号

## 【質問の受付】

「入札説明書等の変更について」の内容に関し質問事項がある場合は、以下の要領にて受け付ける。

受付期間：平成 15 年 4 月 2 日（水）～平成 15 年 4 月 3 日（木）

持参の場合は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。

郵送・電子メールの場合は 4 月 3 日（木）午後 5 時 00 分（必着）。

提出方法：以下のいずれかの方法により提出すること。

フロッピー（印刷物を添付）により持参又は郵送。

FAX による場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーを持参又は郵送すること。

電子メールの場合は、質問書（様式 1 - 2）を添付ファイルとし、着信を確認すること。

いずれの場合も、文書（質問書を含む）は Microsoft Excel により作成し、質問書（様式 1 - 2）の連絡先欄に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピーは返却しない。また、上記の受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

宛先：〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課

TEL 076-264-5107（ダイヤルイン）

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：[fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp](mailto:fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp)

回答の公表：質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成 15 年 4 月 4 日（金）を目途として文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示版（石川県金沢市角間町 金沢大学事務局 4 階）において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室

< URL > <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

金沢大学

< URL > <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

以 上